

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に係る要介護認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る要介護認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和4年5月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に係る要介護認定事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要な人に対して、保険医療サービス・福祉サービス(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)を提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設された社会保険制度である。</p> <p>介護保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営し、要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすれば、どの程度かの判定を行うのか要介護認定であり、保険者である市町村に設置される要介護認定審査会で判定する。要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めている。要介護認定は介護サービスの必要度(どれ位、介護サービスを行う必要があるか)の判定は客観的で公平な判定を行うため、コンピュータによる一次判定とし、それを原案として保険医療福祉に関する学識経験者が行う二次判定の二段階で行う。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務において利用している。</p> <p>(1)情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p> <p>(3)介護保険認定情報等管理機能 介護保険被保険者等に係る認定情報等の管理・更新を行う機能。</p>
③システムの名称	介護保険システム2、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1 介護保険システム2 2 統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第4号、第5号及び第6号(介護保険法による要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第二の2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、5項(船員保険法による保険給付の支給に関する事務)、6項(船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務)、17項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務)、22項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務)、26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、33項(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務)、42項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、43項(国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務)、61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務)、62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)、80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、81項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)、97項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務)、108項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務)、109項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務)及び119項(平成25年法律第63号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。)第2条、第5条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3 <p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の93項、94項 ・別表第二主務省令第46条、第47条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0017 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL045-671-4256

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二の2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)(以下略)	【提供】 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第二の2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)(以下略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年5月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号別表第二の94項、別表第二主務省令第47条	【照会】 ・番号法第19条第8号別表第二の93項、94項 ・別表第二主務省令第46条、第47条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年5月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点での計数か	平成30年12月1日	令和4年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年5月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点での計数か	平成30年12月1日	令和4年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない